


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄			
件名	東大和市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正趣旨 「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」に基づき、情報公開条例において情報公開・個人情報保護審査会の会長の規定が整備された。これに伴い、標記の規則の会長の規定が不要となったことから、整理するものである。						
(2) 主な改正内容 会長について定める第3条の規定を削る。						
(3) 施行日 平成28年4月1日						
(4) 影響及び効果 附属機関の会長の根拠規定を規則から条例に置き換えるものであり、市民への直接の影響はない。なお、条例に整備された会長の権限が適切に行使されることにより、審査請求手続の適正かつ迅速な処理が期待できる。						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
平成26年6月 行政不服審査法 (全部改正) の成立						
平成28年2月 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の成立 (以上の法律・条例の施行日は、平成28年4月1日)						
平成28年3月 規則改正案につき文書課審査済み						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議の審議後、速やかに改正手続を進める。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。